

2025 年 7 月 3 日

株主各位

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381－1
アイフル株式会社
代表取締役社長 福田 光秀

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025 年 6 月 30 日開催の取締役会において、自己株式の処分について下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 166,261 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき金 422 円
※ 2025 年 6 月 27 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 |
| 3. 出資の目的とする財産の内容及び価額 | 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員：
2025 年 6 月 30 日開催の当社の取締役会の決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）5 名及び取締役を兼務しない執行役員 15 名に付与される、当社に対する金銭債権合計金 63,270,038 円（処分する株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 422 円）を現物出資の目的とする。

当社子会社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員：
2025 年 6 月 30 日開催のライフカード株式会社の取締役会の決議により、ライフカード株式会社の取締役 1 名及び取締役を兼務しない執行役員 2 名に付与される、ライフカード株式会社に対する金銭債権合計金 6,892,104 円（処分する株式 1 株につき出資される金銭債権の額は金 422 円）を現物出資の目的とする。 |
| 4. 払込期日 | 2025 年 7 月 22 日 |

以上